

## 『さわかみファンド』定期引出サービス取扱規程

### (規程の趣旨)

第1条 本規程は、お客様の口座において管理されている追加型株式投資信託『さわかみファンド』（以下「当ファンド」といいます。）を定期的に解約するサービス（以下「定期引出サービス」といいます。）について、お客様とさわかみ投信株式会社（以下「当社」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするもので、本規程に基づき「定期引出サービス」に係る契約をお客様と締結いたします。

- 2 本規程に定めのない事項については、当ファンドの「投資信託約款」および「目論見書」、「総合取引約款」、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」等、お客様に適用されるその他の約款・規程により取扱います。

### (定期引出サービスの内容)

第2条 「定期引出サービス」は、当ファンドの解約代金について、お客様があらかじめ指定された金額（以下「指定金額」といいます。）をお客様があらかじめ指定された月（以下「解約月」といいます。）の当社が定める指定日（以下、「指定日」といいます。）に、継続的に解約し、お客様の指定預金口座に自動的に振り込む契約です。

- 2 「定期引出サービス」の対象となる引出口座は当社が指定する引出口座とします。また、「定期引出サービス」を利用できる口座はそのうちのひとつとします。
- 3 解約月は毎月設定できるものとします。
- 4 「定期引出サービス」の指定日は毎月7日とします。7日が休業日の場合は翌営業日とします。
- 5 「定期引出サービス」の指定金額は10,000円以上1,000円単位とします。
- 6 「定期引出サービス」の設定期間はサービス開始から2年間とします。なお、当社が定める日までに、お客様の「定期引出サービス」の継続意思が申込書もしくは「投信直販ネットサービスforさわかみ」（以下「直販ネット」といいます。）の申込みフォーム（以下「申込書等」といいます。）で確認できた場合は、契約満了月からさらに2年間延長するものとします。

### (定期引出サービスの申込み)

第3条 「定期引出サービス」の利用を申込まれるお客様は、その内容を十分に理解し、お客様自らの判断と責任において利用するものとします。また、「定期引出サービス」はお客様が以下の各号すべてに該当する場合に申し込みできます。

- 2 個人のお客様であること。
- 3 当社において総合取引口座を開設されており、申込み時点において前条第2項で指定する引出口座に指定金額以上の残高をお持ちであること。
- 4 「定期引出サービス」申込み締切日時時点の年齢が満65歳以上であること。
- 5 「定期引出サービス」申込み時点で、当社の提供する定期定額購入サービスのご契約が無いこと、またはご契約の中止を申込まれていること。
- 6 お客様が申込書等に必要事項を記入・入力し、申込みをされ、当社がこれを承諾した場合。

### (定期引出サービスの開始)

第4条 「定期引出サービス」の適用開始月は次の各項の通りとします。

- 2 お客様が、直販ネットを通じて申込まれた場合、毎月末の午後5時までに申込みが完了したときは、翌月の指定日から「定期引出サービス」による解約を開始します。

- 3 お客様が、書面を通じて申込まれた場合、毎月の最終営業日までに当社が当該申込みを承諾したときは、翌月の「指定日」から、「定期引出サービス」による解約を開始します。

#### (定期引出サービスによる解約)

第5条 「定期引出サービス」による解約は第3条第6項に基づく申込みの内容に沿って行います。解約は解約月の指定日を注文日（休業日の場合はその翌営業日）として行うものとします。

- 2 前項の解約に際し、預り残高をすべて解約しても、指定金額に満たない場合は、全解約した金額を振り込みます。なお、ご契約の引出口座以外の口座に残高がある場合でも契約は終了となります。
- 3 解約代金の支払いについては、「総合取引約款」に定めるところに準じます。

#### (定期引出サービス申込内容の変更)

第6条 「定期引出サービス」を利用するにあたってお客様が指定された事項の変更を希望される場合は、当社所定の手続きにより申し出ください。

- 2 変更の申込みは、直販ネットの場合は第4条第2項、書面の場合は同条第3項に準じたスケジュールで取扱います。

#### (定期引出サービスの中止)

第7条 次の各号いずれかに該当する場合、「定期引出サービス」は中止されます。

- (1) お客様から当社所定の手続きにより「定期引出サービス」中止の申し出があった場合
  - (2) お客様の設定する解約月の指定日の前営業日にご契約の引出口座の残高が無い場合
  - (3) お客様がこの規程に違反した場合
  - (4) 総合取引約款に定める総合取引の契約が解約された場合
  - (5) 「定期引出サービス」を特定口座で利用されている場合に、当該特定口座が廃止された場合
  - (6) 「定期引出サービス」を非課税口座で利用されている場合に、当該非課税口座が廃止された場合
  - (7) お客様が日本国内の居住者でなくなる場合もしくは非居住者となった場合
  - (8) お客様が住所変更の届出を怠るなどにより、当社においてお客様の所在が明らかでなくなった場合
  - (9) お客様の指定預金口座へ解約代金のお振込みができなくなった場合
  - (10) お客様が第9条に定めるこの規程の変更に同意されない場合
  - (11) 当社が「定期引出サービス」を行うことができなくなった場合
  - (12) その他やむを得ない事由により、当社が「定期引出サービス」の中止を申し出たとき
- 2 前項第1号の申し出にかかる取扱いは、第6条第2項に準じます。

#### (免責事項)

第8条 当社は、次の各号に掲げる損害については、その責を負いません。

- (1) お客様の申込み内容に従って解約を行ったことにより生じた損害
- (2) 「定期引出サービス」で解約した金銭を当社がお客様の指定預金口座へ振込んだ後に生じた損害
- (3) 前条各号に掲げる事由により「定期引出サービス」が解約されたことにより生じた損害
- (4) 当社が「定期引出サービス」を行うことができなくなったことにより生じた損害

(規程の変更)

第9条 この規程は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規程の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネットまたはその他相当の方法により周知します。

(合意管轄)

第10条 お客様と当社の間この規程にかかる訴訟については、当社の本店を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

2024年9月